

重要事項説明書(ファミリータイプ・ビジネスタイプ・動力タイプ)

本書では、当社がお客さまに電気を販売する際の条件を概説します。詳しくは当社電気供給約款等をご確認願います。

1. お申し込みの方

当社営業担当から、契約書面の作成によりお申し込みいただけます。

2. 使用開始の予定年月日

現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した月の検針日または翌月の検針日となります。

3. 契約電流・契約容量・契約電力

原則、現在ご契約中の小売電気事業者との契約電流・契約容量・契約電力にのっとり、契約タイプの設定を行います。託送契約は実量制を採用しており、当社の託送料金の負担はお客様の過去1年間の最大需要電力をベースとします。

4. 供給電圧および周波数

(1) 供給電圧は、ファミリータイプ・ビジネスタイプの場合、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトです。動力タイプの場合、交流3相3線式標準電圧200ボルトです。

(2) 周波数は原則として標準周波数50ヘルツ(北海道電力管内・東北電力管内※一部地域は60ヘルツ・東京電力管内)もしくは標準周波数60ヘルツ(中部電力管内※一部地域は50ヘルツ・北陸電力管内・関西電力管内・中国電力管内・四国電力管内・九州電力管内)です。

5. 電気料金

料金は、基本料金と従量料金に再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額を加えたものとします。

電力エリア	基本料金(税込)	従量料金単価(税込)
-------	----------	------------

	ファミリータイプ	ビジネスタイプ		ファミリータイプ	ビジネスタイプ
北陸電力管内	1 契約 500.00 円	1kVA あたり 100.00 円	1 kWh あたり	28.40 円	28.40 円

(申し込み状況に応じて申し込み期間を定める場合があります。)

※割引特約に申し込みされる場合の割引額等につきましては、後記割引特約に詳細がございます。

	基本料金単価(税込)		従量料金単価(税込)		
電力エリア	動力タイプ		動力タイプ		
				夏季	その他季
北陸電力管内	1kW につき	932.39 円	1 キロワット時 につき	19.87 円	17.94 円

6.工事費等

(1) 計量器や電流制限器等は一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り換えるため、費用は原則無料です。ただし、特に多額の費用を要する場合はお客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

(2) 託送供給等約款に基づいて工事費負担金等、お客さまに電気を供給することに関連して一般送配電事業者から請求を受けた費用は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

7.計量・料金算定について

- (1) 使用電力量は、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合を除き、一般送配電事業者が設置した電力計により計量します。
- (2) 料金の算定期間は「一月」とし、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とします。
- (3) 計量の結果は、料金の算定期間ごとにお客さまにお知らせいたします。

8.お支払い方法

- (1) 毎月の電気料金については口座振替の方法でお支払いいただきます。その際、当社が指定した様式によりあらかじめ当社にお申し出いただきます。所定の振替日に引き落としがなされなかった場合、該当請求料金は当社が指定した金融機関等を通じた払い込みにより、支払期日までにお支払いいただきます。
- (2) 工事費負担金についてはその都度、当社が指定した金融機関を通じて払い込みによりお支払いいただきます。

9.お客さまのご協力

- (1) 需要場所への立入りによる業務の実施

供給契約の遂行上、供給場所への立入りが必要と認める場合、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。

- (2) 施設場所の提供

一般送配電事業者が、お客さまへの電気の供給に伴う設備等の施設場所の提供を求めた場合、それらの場所を無償で提供していただくものとします。

- (3) 保安に対するお客さまの協力

一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合には、一般送配電事業者に通知していただきます。

10. 契約期間

契約期間は、料金適用開始日から 1 年間とし、供給契約の終了または変更がない場合は自動的に 1 年間延長します。

11. お客さまからの申し出による契約の変更・解除

- (1) 契約の変更の際は、下記連絡先を通じてお申し出ください。
- (2) 他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約の際は、新たな小売電気事業者へお申し込みください。
- (3) 引越し等の理由により契約を終了する際は、下記連絡先を通じて 10 日前までにお申し出ください。その際、当社は必要な本人確認を行います。お申し出を 10 日前までに頂いていない場合で、一般送配電事業者との契約解除のお手続きが完了しない間に転居された場合は、転居日からお手続き完了後のご契約終了日までに発生した電力料金はお客さま負担となる場合がございます。
- (4) 契約の変更・解除に伴い一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、当社はその実費をお客さまから申し受けます。

12. 当社からの申し出による契約の解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気供給契約の解約をする場合があります。なお、この場合には、解約の 15 日前までに通知いたします。

- (1) 一般送配電事業者に電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- (2) お客さまがその供給場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合
- (3) 支払期日を 15 日経過してもお客さまが料金を支払われない場合
- (4) お客さまが支払いを要することとなった料金以外の債務(違約金、工事費負担金その他電気供給約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合
- (5) お客さまが、毎月の料金の支払いを当社が指定した支払い方法に違反した場合
- (6) お客さまがその他電気供給約款に違反した場合

13.その他

(1) 現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより当社と新規にご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せ下さい。

(2) 本供給条件事項説明書に記載のない事項については、電気供給約款および電気料金種別定義書によるものとします。